

環境大臣

山本公一様

要 望 書

平成28年11月18日

福島県南相馬市長 桜井 勝延

本市では、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を低減するよう、除染実施計画を策定したうえで除染を進め、計画期間である平成28年度内の除染の完了を目指しております。

一方で、本市では、住宅等の除染の実施にあたり、これまで所有者から同意を得られるよう努力しておりますが、現時点で700画地以上が得られていない状況です。現在も、同意書の郵送や所有者訪問を行っているところであり、今後、新たに同意を得られるなど、平成29年度に除染の実施が必要になる場合が想定されます。

しかし、環境省から、平成29年度予算概算要求においては、除染については、面的除染終了後のフォローアップ除染のみの予算措置と説明を受けております。

平成29年度以降、いかなる場合であっても面的除染を実施できないなどという事態は、到底住民の理解が得られるとは思われません。

次に、環境省はフォローアップ除染を実施するにあたり、個人追加被ばく線量の確認を行うとしております。しかし、個人追加被ばく線量は、個々人の行動によって値が異なることから、地区の状況を表すものではなく、地区のフォローアップ除染の実施の可否の基準にはなり得ないと考えます。

また、「除染関係ガイドライン」では、「空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルトを下回っていればそれ以上の除染は原則として行いません」とされていることから、本市は環境省とともに、市民に対し、空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト以上で除染の対象になるものと説明をしてきております。

これらのことから、以下のことを要望します。

## 記

### 1．平成29年度以降の面的除染の実施について

面的除染について、フォローアップ除染と同様に平成29年度以降も実施できるようにすること。

### 2．フォローアップ除染の実施検討基準について

フォローアップ除染の実施を検討するにあたり、個人追加被ばく線量でなく、従前のおり「除染関係ガイドライン」に基づき空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト以上であることを基準とすること。

以上